

【主な質疑項目】

1. 支援金の支出、仮設住宅の建設、ガレキの撤去等が遅れている原因について
2. 排水等災害復旧事業、ガレキの撤去事業、除塩事業、経営再開支援事業等の一連の手順と、地域の実態に応じた事前着工等の柔軟な取り組みの必要性について
3. 除塩等の土地改良事業と、農業者の負担等について
4. 農業者の経営再開に向けた総合的な取り組み支援について
5. 既往債務の棚上げ等対策の必要性について
6. 津波で破壊された漁船の補償と新造対策について
7. 原子力損害賠償審査会での風評被害の適正な補償対策について
8. 被災地復興とも関連した地域の将来像づくり対策について
9. コメの先物取引の試験上場申請の扱いについて
10. T P P 参加問題の扱いについて

○山田俊男君

自由民主党の山田俊男であります。本日は、東日本大震災等を中心にしながら、どうぞ大臣の所見、お聞きしたいというふうに思います。

まず、今回の大震災でお亡くなりになった方、さらには大変、避難所も含めまして御苦勞されておられる皆さんに対してお見舞いを申し上げる次第であります。

さて、今、当委員会におきまして、我々の派遣委員によります調査の報告がありました。そこで、宮城県の東松島市の阿部市長さん、阿部市長さんは平成十五年に一度宮城沖地震を被災されている、そしてまた今回の大震災を被災されたわけでありまして、二度の震災被災の経験の中で大変示唆に富んだお話もいただいた次第であります。その際、被災者が一番困っていることは、まず最初の三日間は安否だそうであります。それから、その次は食の確保の問題、その次は避難所ではなくて仮設住宅も含めまして住まいの問題、その次はお金だったり、それから仕事のことであって、そして最後はこれからのこと、将来のこと、ビジョン、これをお考えになるというんです。

ところで、大臣、たくさんの方がまだ行方不明であるということでもありますから、安否の問題については十分片付いているわけではなくて、大変これも皆さんに御苦勞を掛けている、不安を掛けている、悲しみを掛けているということは事実であります。しかし、食の問題は、大臣、農林水産省が相当一生懸命に頑張っておられた、それから J A グループ

もそうでありますし、その他の団体等も一生懸命にやって相当の努力をしたというふうに思います。しかし、それ以降が進んでいないわけがあります。結局は、今私は、東日本の大震災と、それと阪神大震災、この両方の比較の表を出しておりますけれども、被害の弔慰金の受付の開始ももうこんなに遅れている。さらには、義援金の配付申請も遅れている。ましてや、仮設住宅の完成の程度も大変遅れているわけがあります。

東松島市では、最初の二週間目にとにかく被災者に対して市の社会福祉協議会から十万円お出しするということをおやりになったようであります。しかし、それ以外に、五十日たちますが、それまでにとにかく被災者に届いたお金はただそれだけだというんですよね。これは本当に期待にこたえたことになっていないというふうに思います。

それから、仮設住宅は、入るのはいいんですって。ところが、どうしても出なきゃいかぬようになったときに、やはり出る場所を確保できない。とすると、仮設住宅を造るときに、もう少し長くちゃんとおれる場所に仮設住宅をどんなふうに準備するか、その場所を定めるということ、そのことが大変課題であるというふうにおっしゃっておられたところであります。阪神と比べまして、かくのごとく遅れている。どうしてこんなふうに遅れたのか。内閣府は長谷川大臣官房審議官がお見えであります。どうしてこんなに遅れているんですか、率直に意見をお聞きします。

○政府参考人（長谷川彰一君）

お答えいたします。この度の大震災におきましては、総理を本部長とします緊急災害対策本部を、これは災対法制定以来初めて設置いたしまして、その上で政府一丸となって対応には取り組んできたところでございます。また、私事ですが、私自身も発災当日に防災担当の東副大臣とともに宮城入りいたしまして、現地で一生懸命努力してきたというところでございます。

その上で、この度の大震災でございますけれども、国内観測史上最大のマグニチュード九・〇の巨大地震、それから大津波ということで、非常に広範な範囲で膨大な被害が発生したという状況でございます。そういった意味で、阪神・淡路大震災と比べましてもその被害の態様とか状況が非常に異なっておるというふうに認識しておりまして、そういう意味で、政府の対応につきまして一概にどうのこうのと言うのはなかなか言いにくいのかなというふうに考えるところでございます。

ただ、いずれにいたしましても、ただいま委員御指摘ございましたよ

うな点を含めまして様々な御指摘いただいているところでございまして、私どもとしましては今後とも全力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

○山田俊男君

鹿野大臣、これは予算委員会でも相当議論があつて、大臣じつと聞いておられる様子を、私も大臣を見ておりましたが、閣僚として、また緊急災害対策本部の副本部長等をされて、一体これどこに原因があるというふうにお考えですか。もちろん、これからも早く一生懸命やらなきゃいかぬことはいっぱいあるんですよ。一体、大臣のお考えをお聞きます。

○国務大臣（鹿野道彦君）

どこに原因があるかというようなこと等々につきましては、それぞれこの本部といたしまして、当然、今日までのいろんな御批判というものを真摯に受け止めていく、真正面からそういう批判を受け止めていくというようなこと、そういうことを考えたときに、内閣が一丸となつてこの対策に取り組んでいくということがまず一番大事なことだと思っております。そういう意味で、今までの遅れを取り戻すというような決意の下に、内閣が心をつにして、被災地の方々のために、復興復旧のために頑張るといふこの決意が一番大切なことだと思っております。

○山田俊男君

東松島市の現地では、先ほども委員派遣の報告の中で触れておりますが、ともかくあそこは堤防が決壊したこともあります。そして、津波が押し寄せた。いまだに一面の湖のようになっていたところを、国交省の排水対策で何とか水が引いた。水が引いた途端に、ともかく瓦れきがもう山のように水田を埋めているわけでありまして。まず必要なのは、堤防の修復が必要です。そして、満ち潮になつてもちゃんと水がつかないという対策を何とか準備しなきゃいかぬのですね。

同時に、そうなつたところは、あとは瓦れきを撤去する。そうした取組が必要になつていて、今度の事業、土地改良の法改正の中で実施できます除塩の事業、そういう手順になつていくわけですね。農業者は、こう見ていまして、天気はいいですよ、それからもう作物をそれぞれ植えなきゃいかぬ、もう農作業をしなきゃいかぬ時期でありますから、避難所にいってもういらいらしておられるわけです。早く自分たちに手伝うこ

とはないのか、自分たちは瓦れきの除去について仕事ができないのか、土地改良の事業ができないのかと、みんなそう思っておられるわけであります。

今まで予算がないから手が着かなかったのか、それとも、今度予算が付いたから、補正予算決まったから何とかようやくできるということなのかどうか。一体、この関係省庁の連携はちゃんとできているんですかと、これを鹿野大臣にお聞きします。

○国務大臣（鹿野道彦君）

今まで、今、山田委員からの御指摘のとおり、災害応急のポンプを集中的に投入いたしまして排水に努めてまいりました。そして、梅雨期の地域排水対策として、排水路の機能回復を行うための瓦れき撤去と排水ポンプの応急の復旧に着手をいたしてきたところでございまして、東松島地域では四月の十四日に着手をいたしました。そして、定川の河口では、宮城県土木部が河川堤防の仮締切りを実施しておるところでございまして、そして国土交通省が浸水区域のポンプによるところの排水作業を継続をいたしてきておるところでございます。

こういう中、こういう状況を踏まえて、この地区の復旧を更に進めるということ考えたときに、河川堤防や排水機場を一体的に復旧する必要があると、こういうふうな考え方に立っておりまして、今、山田委員が御指摘のとおり、関係機関が連携して対応すること、こういうふうなことが非常に重要なポイントであると、このようなことから、国土交通省の河川局、水産庁及び農村振興局の間で連絡調整会議を開催するとともに、現地では東北農政局、宮城県の土木部及び農林水産部、関係市町村、関係土地改良区が一堂に会して対応策を協議する協議会をこの四月の二十六日に立ち上げ、準備すべく二十六日には協議会の準備会の会合も実施しておるところでございます。

○山田俊男君

その協議会は、大臣、その東松島市につくられているんですか、それとも東京にあるんですか。

○国務大臣（鹿野道彦君）

この協議会というふうなものは、当然現地でございます。

○山田俊男君

大臣、要は現地で地域の実態に応じて、今大臣おっしゃった関係部局が自分の縄張その他関係なく、もうみんな地域の実態に応じて、例えば東松島市は、大臣おっしゃいましたように、まずは堤防だと、その次は排水だと、それから復旧含めた瓦れきの撤去をどういう分担でやるかと、それぞれが言っていちゃもう何にもならないわけですね。ですから、その協議会をしっかりと動かすということに全力を挙げてもらいたいと、これはまず思います。

それから二つ目は、県、市町村との連携が大事で、一体この計画は県、市町村が作るのかどうか。これは一番近い市町村が計画して、そしてその市町村が具体的な事業の実施を分担すると。例えば、同じ地域がありまして、排水といいましても、もうちょっと、例えば東松島であれば、ずっと国道に近い方に行けば、それはもうもはや水のつき具合も少ないわけですから、とすると、そこから順番に復旧対策をやってくる、瓦れきの撤去をやってくるという作業手順もできるわけですよ。まさに、地域においた手順をつくって、その手順に従った取組をやるということが一番大事だと思いますが、市町村、県、それから今おっしゃいました協議会との連携はしっかりできているというふうに見えていいんですか。

○国務大臣（鹿野道彦君）

今、山田委員から言われたことは非常に大事なことでありまして、それぞれが別々というふうなことでは後れを取ってしまいます。そういう意味で、実質的に現地におきまして、東北の農政局そして県のいわゆる土木部、そして農林水産部、そして関係の市町村、そして土地改良区と一体となって今後の対応について協議をしていくと、こういうふうなことによってできるだけ早くこの事業を進めることにしていかなきゃならないと思っておるところでございます。

○山田俊男君

その場合、今度被災に遭った市町村の地域、そんなにもう大きくあるわけじゃないんです。青森それから岩手、宮城、福島、ずっと市町村、こうして並んでおりますけれども、そこへ霞が関のそれぞれの担当部署の役人を固定して配置してその仕事に当たるという段取りぐらいは十分できるはずなんです。是非そのことをやはりやってもらいたいというふうに思います。同時に、私、是非お願いしたいのは、今もありましたが、市町村等が柔軟性を持ってこの仕事に取り組めるということにしておか

なきやいかぬのですよ。協議会で決まらなかったら市町村が手が出せないんだということじゃなくて、市町村がもう申請して、これでこうやりたいんだという中で仕事が進んでいく。

同時に、もう一つは、これは是非、先ほども申し上げましたが、お願いしたいのは、被災者にどう働いてもらうか、被災者をどう雇用するかということその仕組みの中にしっかりはめ込んでいかなきゃいけないんだというふうに思います。大臣、そこはどんなふうになっていますか。

○国務大臣（鹿野道彦君）

今御指摘の点も非常に私どもとしては重要なことだと思っております。当面、この半年の間において災害復旧事業が速やかに終了し、本事業に取り組める農地、それから、被害の程度が比較的軽微で、災害復旧事業を必要とせず、すぐに本事業に取り組める農地、これを対象といたしまして、そこでこの農業者の方々にといろいろと直接かかわっていただくと、こういうふうなことで予算も計上いたしているところでございまして、これからもこの復旧事業というふうなものを、数年要するところもあるいはあるというふうなことも考えながら、災害復旧事業の進捗状況というものを踏まえて、この被災農家経営再開支援事業というふうなものを含めて対応してまいりたいと思っております。

○山田俊男君

今大臣の方から話がありました、除塩の事業も含めて、そして経営再開支援事業、この取組については複数年も含めて取り組めるんだよということをおっしゃいましたが、まさに私も確認したかったですけれども、この補正で盛り込まれたこの事業でありますけれども、除塩の事業なんか、一年だけで除塩ができるというわけではないんだと思うんですよ。これも実態にあって異なるんだというふうに思いますけれども、複数年掛けて除塩しなきゃいかぬという事態もあるというふうに思うんですよね。とすると、そういう複数年のことを当然計画した事業なんです。これ、確認したいんですけれども。

○国務大臣（鹿野道彦君）

当然、一か月や半年で終わるとは考えておりません。少なくともこの事業においてはある程度複数年というふうなものを想定して、そしてやっつけていかなきゃならないと、こういうふうな考え方があります。ですから、この支援事業というふうなものをこれからどうしていくかというふ

うなことも、これは当然のことながら、今後の事業の進捗状況というふうなものを踏まえて検討していかなきゃならない大切なことだと思っております。

○山田俊男君

さて、先ほどのこれは委員派遣の報告と関連して、いただきましたそれぞれ土地改良の事業の改善や、改善といいますか、負担が大変重くなるわけでありますから、その軽減の話、さらには農業共済の組合の運営のことについてもそれぞれ要望があったわけでありますが、この除塩も含めました復旧事業を取り組みますというときに、土地改良事業を実際としては復旧事業を含めて新しくやることになるわけですね。そうすると、今までの優良な数年前に実施した土地改良の負担金をそのまま抱えながら、今度またこの復旧に伴います土地改良事業に取り組むということに相なるわけですから、これはもう、負担金に負担金を重ねるようなことは到底できないぞということがあるわけであります。その関係は今度の補正予算についても当然配慮してあるということでもいいんですね。

○国務大臣（鹿野道彦君）

今回の補正予算の中に盛り込まれておるところでございます。

○山田俊男君

もう一つは、共済組合の運営に関してなんですけれども、共済組合の運営に関しまして、除塩の事業を実施するというときに、除塩の取組をやっている限りは、それは何も作付けないで、ともかく、まあ休耕になっているか、水張ってあるか、ないしは水の入替えを何度かやっているかという取組だけじゃなくて、今農業者の間にもいろいろ議論があるんですけれども、思い切ってもう塩があってもそこは作付けちゃうと、作付けることによって場合によったら除塩にも役立つかもしれないと、こういう意見があります。その際、当然予想できるのは、場合によったら収量が低かったり、それから作物が十分育たなかったりという問題が生ずる可能性があります。その際、共済には実は入れないと、その取組をやっても、植えても共済には入れないということであれば、これはやっぱり大変な苦勞を掛けることになるわけですから、是非、除塩のことを念頭に置きつつも、こうした作付けでその対策を講じようという取組についても農業共済への加入をちゃんと認めていくという仕組みが私は必要だというふうに考えるわけですが、この取組はいかがなっていますか。

○副大臣（筒井信隆君）

主食としての米の作付けをしたところが塩の関係で収穫が大きく低減したり、あるいは難しくなったりした場合には農業共済の対象になることは当然かと思えます。しかし、農業共済は除塩作業のための作付けを予定しているものではありませんので、その点は御理解をいただきたいと思えます。

○山田俊男君

副大臣、わざわざこれは除塩のために作付けしましたなんということはおっしゃらないと思うんですよね。ちゃんと一生懸命に作付けしながら、ちゃんとした取組を、栽培の取組をやりながら、しかし、そのことがひいては除塩に結び付くと、結果としてね、ということ想定しながら、まあ痛いような気持ちで取り組むんでしょうから、そうしたことで区別付かないと思うんですよ。

それはもう、ちゃんと作付けするんだということに取り組むというふうに思いますので、そういう区別を置かないでちゃんとやれるようにしてもらいたいというふうに思いますが、いかがですか。

○副大臣（筒井信隆君）

今の山田先生のおっしゃる意味は、主食米としての作付けをしたという場合には全て共済の対象にすべきである、塩の影響で収穫が大幅に減ったり、難しくなった場合に対象にすべきだという趣旨として理解をしますれば、先生のおっしゃるとおりでございます。

○山田俊男君

副大臣、塩トマトというのを私食べたことがあるんですが、塩分の多いところで作ったトマトなんです。これまた格別甘いんですよ。それで銘柄でちゃんと売れるわけですから、場合によったらいろんな方法がありますよ。是非、いろんな知見、工夫が生かされるという取組をちゃんとやれば私はいいというふうに思いますので、是非工夫してもらいたいというふうに思います。

さて、この宮城県の南部の被災地域ですね、イチゴを中心にして大変若い農業者が立派な経営やっているんですよ。あそこは、一帯は、それこそ仙台、それから名取、それから亘理、岩沼もあります、山元、この一帯の地域はそれこそ東日本最大のイチゴ産地ですよ。立派な経営やっていたんです。若い皆さんが、驚くくらい若いみんながやっております。

そこがともかく被災で全部失いました。全部失った。

ところで、こうした若い皆さんが、五十日たって、今年のクリスマスにはイチゴを出荷したいと。そして、被災に遭わなかった地域があるんです、ごく僅か、四ヘクタールぐらい残っているというんです、圃場で。その四ヘクタールの圃場のイチゴの苗、これの、こうして芽が出てきますから、こう出てくるこの芽が、一つ一つがこの次の苗になっていくわけですから、これを生かす取組を何とかしたいと、大事に育ててきたこの苗も大事にしていきたいと、こういうことでいます。

こうした取組をやるためには、それこそ言うまでもなくて、今、水につかった農地をすぐ使えるかというのはなかなか難しいかもしれぬ。とすると、今年は遊休地だったり耕作放棄地があるとすれば、そこをどんなふうを活用できるか。それから、当然、ハウスが全部壊れましたから、ハウスの団地化含めてハウスの取組が必要、共同で使える作業場も必要、それから選果場も、JAの選果場も必要になっていくわけであります。そうなると、ここをどうコーディネートするかという取組が何としても必要なんだから、これも先ほど言いましたように、普及所ももちろんです、農協もそうです、市町村もそう、県もそう、それから農林水産省のコーディネートできる担当者を配置して、全体で三百八十戸もいるんですから、若い青年が。そういう地域を支えて、クリスマスまでにイチゴを作ると、この希望をかなえさせるような取組を、私はモデル的でもいいからちゃんと実施していくということが必要になると思うんですが、この点について対策が今度の補正で準備されていますか。

○国務大臣（鹿野道彦君）

今委員から言われた地域は、まさしく東北を代表するイチゴ産地というふうなことで、すばらしいイチゴを供給してこられたところでございまして、その約百ヘクタールが本当に被災に遭ってしまったというふうなことでございます。

そういう状況の中でも、何とか今年のクリスマスまでにはこのイチゴを生産して間に合わせたいという、こういう農家の人たちの意気込みというふうなものを踏まえて、農協におきまして、JAみやぎ亘理がイチゴの復興プロジェクト会議を設立すると、このようなことも承知をさせていただいておるわけでありまして、このためには、農林水産省といたしましても、先週の四月の二十八日でございますけれども、東北農政局担当官が現地に出向きまして、現状や具体的な要望等についてJA等の関係者から、また自主的に営農をやっておる方々から聞き取りを実施

いたしております。

今後、東北農政局の関係部局による支援チームを設置いたしまして、営農再開に向けた指導、助言を行うとともに、東日本大震災の農業生産対策交付金等によりまして、普及指導センター等が行う営農相談、指導や栽培施設及び選果場の導入等について支援を検討をしてまいりたいと思っております。

そういう中で、この百ヘクタールのうち九ヘクタールくらいはハウスの骨組みが残っているということでありまして。そういうふうなことを考えたときに、この骨組みが残っている、このところを少なくとも復旧のシンボルにしていきたいというのが私どもの基本的な考え方でありまして。

○山田俊男君

いや、いい話聞きました。是非、復旧のシンボル、復興のシンボル、そういう観点で、そこの地域に、農林水産省は担当の方もおいででしょうから、まさに全力を挙げてやってもらいたいというふうに思います。それで、ちょっと心配な話は、大臣、こういう立派な産地はしっかりした苗も持っている、技術も持っている。もう苗を持って来てくれないかという声が掛かってきているというんだよ。国内ならまだいいよ。場合によったら国外かもしれぬからね、その話は。こういうことにこの際やっぱり委ねることになってしまったら、この国の名折れですよ。徹底して対策を行ってほしいというふうに思います。

さて、その取組をやるに際してどうしても必要になることがあるんです。何かといいましたら、大臣、この地域は、大臣がおっしゃったように、栽培面積百ヘクタールあるわけです。担い手農家は三百八十戸です。一戸当たり二十五アール、四十億円の販売を持っています。一戸当たり一千万円を超える販売高、誇っていますよ。平均で一千万円を超える。ところで、ともかく全部失いました。被災農家は三百八十戸のうち三百五十六戸ですよ。被害面積はもう九五%、ほとんど全部消滅しました。

さて、個別の事例で言います。父親と長男が中心で、家族六人、大型のビニールハウス二棟、三十五アール、米を二ヘクタールやっています、合わせてね。年間販売高は二千三百万円の農家です。それこそ農業機械、農地、ハウス、育苗施設、作業所、自宅の全てを失っています。借金の残高は一千万円を超えています、優に超えています。

さて、この新しい経営をやって、そしてクリスマスまでにそのイチゴが売れるようにしたいというときに、これまでの借金を抱えたまま新た

に新しいハウスの借金を抱え込むということは到底無理なわけです。農林水産省は、金融対策も今度の補正予算の中にお入れになって、無利子、無担保、無保証人ということをおっしゃっているけど、借金のかさ上げになったんでは、これはもう農家は踏み出せないというわけです。一方、貸す方も、前の借金は、一千万円を超える前の借金は一体返ってくるのかどうか。それじゃ、返ってこないとすれば、これは不良債権になりますから、その貸す方の経営にも影響してくるわけですから、新しく一体貸せるのか貸せないのかと。無利子、無担保、無保証人ですよ。それでも貸せるのか貸せないのかという大変な心配をしているわけです。これに早くこたえてやらなきゃいかぬのですよ。これまでの借金を、要は、棚上げするか、国が買い取るか、これをやらないと新しい挑戦をスタートさせることにはならないわけで、これは今イチゴ農家の話をしましたが、しかしこれはそうでなくて、これはもう全部、岩手の漁業の関係者も、それからそれぞれの、宮城県やそれぞれの中小企業の関係者も、そして貸す方からいうと地方銀行も信金も信組も農協もそれから信漁連も、みんな同じだというふうに思います。

金融庁にお聞きしますが、和田政務官、おいでであります。一体、こうしたことに対応する検討を行っておられますね。いかがですか。

○大臣政務官（和田隆志君）

山田委員にお答え申し上げます。まず最初に、先ほど来お伺いしておりましたお話、私自身も感銘を覚えました。十二月には、是非そのイチゴ農家の方々が作られたイチゴの乗ったクリスマスケーキを自分で進んで買い求めたいというふうに思っております。

さて、お問合せでございますが、現在の被災地域における農業、漁業を営んでいらっしゃる方々始め製造業中心の中小企業の方々、おっしゃるとおり既往の債務に大変苦しんでいらっしゃいます。そうしたところをどうやって対応しているか、まず御説明させていただきたいと思っておりますが、まず、被災直後から金融庁は各レベルの金融機関の方に要請いたしまして、この事態において債務の返済猶予など金融円滑化法の趣旨にのっとり最大限債務者に資するような対応を取っていただきたいというふうに申し上げてまいりました。各金融機関におかれてもその趣旨を非常に重く踏まえていただきまして、現在では、どの業種につきましても、既往債務の返済についてはほぼ全面的に猶予していただいている実情でございます。

実態上、三か月とか六か月とかの猶予になっているものが多いのでご

ざいますが、今まで国会の審議の中でこの期間をもっと長期化できないかというような御議論もございました。実は、この点につきましては、いろいろ私どもも金融機関と相談をしながらまいっておりますが、債務企業、債務者の方々におかれましても、事態の推移が進んでいくときに、例えば一年なり二年なりの債務返済猶予期間を設定したとすれば、そこから先、事態がもし思わしく進まないときには、それよりもっと要するに具体的に踏み込んだ債務の返済猶予、それから若しくは一部には債務免除、そうしたものも考えていかななくてはいけないだろうということ、やはりそこは状況を見極めながら判断していこうということが、債務企業と金融機関の側との間でそういった方がよいというような意向が働いているようでございます。これが今の債務返済猶予の状況でございます。

また、実質的に皆様方からよくお話しただくんでございますが、それぞれ既往の債務を抱えた状態では次の事業に進んでいけないというようなことをよくおっしゃっていただきます。確かに非常に大変な中でございます。それがあがるゆえに、各金融機関も一件一件個別に、この企業については、この事業者については債務免除をせざるを得ないという判断を行っていくものと思われま。

私どもは、現在私どもの持っております法制で金融機能強化法というのがございますが、この法律は、危なくなつた金融機関を助けるための法律というよりは、むしろ健全な間にも地域経済や中小企業の方々の企業経営を助ける意味で、地域経済に資する意味で、積極的に金融機関が取り組んでいただければ、そこは国としても進んで資本注入を検討していくという枠組みでございます。現在、十二兆円の政府保証枠がありまして、幸いなことにまだ使われているのは三千五百億円程度でございますので、この枠をより積極的に皆様方にも提唱し、そして各金融機関にも使っていただければというふうに思っています。

こういったことを今取り組んでおるわけでございますが、更にどういった工夫ができるか、財政やまた政策金融、そして各金融機関の民間金融、これらを政策総動員いたしまして対応していきたいと考えておりますので、また御提言ございましたら是非いただければというふうに思います。以上でございます。

○山田俊男君

今、るるお話がありましたが、ちょっとその枠組みでは負債を積み上げるだけになってしまうんじゃないのかと。そして、おっしゃいますように、金融機能強化法の運用も含めて、金融機関による債務の免除も考

え得るんだと、将来的にはねというふうにおっしゃっている。そんな悠長なことでは、おっしゃいます、政務官、クリスマスにイチゴ食べられないですよ。それはね、間に合わないんですよ。だから、ここはしっかりと、既往の債務はもう免除する、ないしは、しかるべく仕組みをつかってこれを買上げるか、棚上げするか、それこそ塩漬けしてしまうという取組の中で新しいことをやりますよというふうにしない限りこの問題は片付かないんです。

この点は、昨日の予算委員会で野村委員から、隣の野村委員から総理に対して大分激しいやり取りがありまして、総理は最終的には、債務を抱えている事業主が更に債務を積み増すという形でない救済策も検討していきたいと答弁しているんです。これ、金融庁の方へちゃんと下りてきていませんか。総理は往々にして、予算委員会や国会で答弁されているんだけど、それが下へ下りていないという心配があるんだけど、これは下りていないんですか、どうですか。

○大臣政務官（和田隆志君）

決して官邸の方から御意向が下りてきていないということではなくて、もう既にかなり前から、いわゆる二重ローンというふうに世の中では称しておるようございしますが、この問題にどんな対応が可能かということとは鋭意検討させていただいているところでございます。

しかし、今まで検討している中ではまだ妙案が見付かっておらず、是非皆様方にもお知恵をお貸ししたいと思っておりますが、この問題を国民の皆様方に御理解いただけるように解決していくためには、今までの債務を抱えていらっしゃる方が大変なことは皆様方多分国民の合意、同意が取り付けられるものだと思いますが、さりとて、債務があった方となかった方についてどういうふうな仕切りを付けるかということも国民の皆様方に御説明する必要がございしますし、それから、これから先、次の事業をされるのか、もう事業はされないでほかのところに取り組みされるのか、そういったところによって様々のニーズがあるかというふうに思っております、それらをどのように類型立てて御支援申し上げるべきかというところに今頭を悩ませている次第でございます。

○山田俊男君

この点も昨日の予算委員会で大分激しいやり取りがありましたが、御案内のとおり、もう御存じだと思うんですよ。阪神・淡路のときに中小の多くの企業に対しておっしゃいますような形での債務の猶予期間を設

けて、そしてやったと。しかし、債務猶予期間過ぎたらもうみんな倒産ないしは撤退したんじゃないですか。そうでしょう。多くの企業がそうしたんですよ。

今この地域において債務の猶予期間を置いたって、置いた後それは続かないもの。みんなこの時点でもう出ていっちゃいますよ。苗持ってどこかへ行っちゃいますよ。海渡るかもしれない。こんなことしていちゃ駄目でしょうが。だから、今持つておられる債務も、それじゃ努力不足だったですか。そうじゃないでしょう。一生懸命やってきて、自分の責任ですか。そうじゃないです、この大災害じゃないですか、大津波じゃないですか。防ぎようがなかったですよ。ましてや、家族みんなそろっている方はいんですよ。あそこの地域は千二百名亡くなったんだよ、そして六百名行方不明という実情を、だんだん少なくなっているようでありますけれども、しかしまだ四百名と、我々が伺ったときにそうおっしゃっていた。

そんな事態の中で将来の将来像を描いてあげなきゃいかぬ、ビジョンを示さなきゃいかぬ。そのときに、一体、既往の債務があるじゃないか、国民的な理解は得られないかもしれぬ、経営に就くのか就かないのか見通しが立たないじゃないかといって、霞が関にいて、ここに永田町にいて話していたんじゃないかと思うんだよ。やっぱり現地に行って、彼らにイチゴを作ってもらうために何するんだと、そのために必要な対策をやろうじゃないかと、そしてそのために必要な特別立法を作ろうじゃないかと、そのための枠組みつくろうじゃないかと。十年でも二十年でも掛かってもいいじゃないですか。それを管理して、そして運営していく仕組みつくれるはずですよ、今まで何度も経験しているんだから。

そういう特別立法が私は何としてでも必要だというふうに思いますから、どうぞそのことをやっていただきたい。大臣、もう大臣は予算委員会にも出ておられて、今の御議論もお聞きですから、一体何が必要か。まさに、大臣、モデル事業として新しい復興の絵をそこに見ようというふうにおっしゃるのであれば、二重債務の問題についてきちっと整理していくということを考えなきゃいかぬわけで、断固それをしていただきたいというふうにお願いしますが、意見聞きます。

○国務大臣（鹿野道彦君）

既往債務の負担軽減というふうなものにつきましては、今委員からのお話のとおり、昨日の予算委員会におきまして総理大臣自らが検討していくと、こういうような発言もございました。そういう意味では、総

合的に対応していくというふうなことが大事だと思っております。

もう一つは、この負担軽減というのと同時に、やはりその現地におけるところの農協等の金融機関の機能が発揮できるようにするというようなことも大事なことだと思っておりますので、金融庁と、あるいは関係省庁とも連携を取って今後対応していかなくちゃならないと思っておりますのでございます。

○山田俊男君

まさに大臣がおっしゃるとおりなんですよ。この仕事どこの仕事なんだと、対策本部もいっぱいあるから、対策本部のうちのことどこだというふうに言っているうちに何か月も掛かっちゃうみたいな話になりかねないわけだから、ここはおっしゃるように担当部署はもうはっきりしているわけですよ。金融庁はどうしますか、農林水産省はどうしますか、それから経済産業省はどうしますか、財務省はどうしますかとしっかり決まっているわけだから、そのしっかり決まっているところで体制を組んで、そして、農協だけの話じゃない、漁協だけの話じゃないね。信金も信組も銀行、地方銀行もみんな同じ課題抱えているんですから、その地域の。だから、是非、その連携をつくっていただいてこの問題の解決に当たっていただきたいというふうには是非是非お願いするところであります。

もう一つ、このことと関連して、漁船の津波によります破壊の問題があります。これは、私のふるさと富山県なんですけど、その富山県からも何と八そうの船が気仙沼へ行って、気仙沼でそしてイワシの漁をやって、富山県の需要の三割は、イワシの三割はもう気仙沼から来ているということでもありますから、海は一つですね。本当にそう思います。そして、あそこで、今休漁期ですから、その補修も含めて行って、そして修理して被災してもうほとんど使い物にならないということのようです。

船一そう七億から八億掛かるんですか、漁具も入れたら、一億ないし二億、トータルでいうとやっぱり十億ぐらい掛かるんですね、一つの船ね。これ、それは大変ですよ。是非、これらの船の問題について、ちゃんと新しい船が造れると、それから同時に、今までの船の、壊れた船の、ないしは始末してしまわざるを得ない船の負債をそのまま積み上げていたのでは、これはもう新しい船は造れませんから、是非この点についても対策を考えてほしいんですが、今回の補正予算の中でこの点の取組はどうなっていますか。

○国務大臣（鹿野道彦君）

漁船の建造につきましては、激甚法に基づきまして五トン以下の漁船対策といたしましては漁協が行う、漁協が所有するというところでございますけれども、共同利用小型船の建造については国が三分の一、都道府県が三分の一の助成を行うというようなことであります。

そしてさらに、今回は激甚災害法のスキームでカバーされない被災地域の漁船や五トン以上の漁船につきましては、激甚災害法の措置並みとなる新たな支援策を盛り込んだところでございますので、基本的に今お話のありました気仙沼で被災した富山県の漁船も対象となると、こういうふうなことでございます。

○山田俊男君

先ほど金子委員の方から、金子委員のふるさとで原発の大きな被害に遭っておられるわけで、本当にお見舞い申し上げるところでありますけれども、ともかく、原発問題で損害賠償紛争審査会、これ、風評被害の指針が出なかったと、風評被害の補償に関する指針が先送りされたというのは大変残念なんです。微妙な言いぶりになってはいるんですけども、この問題を今後どう扱うのか、文科省から来ていただいておりますので、この扱いについて見解をお聞きします。しっかり答えてください。

○政府参考人（藤木完治君）

お答え申し上げます。原子力損害賠償紛争審査会、四月二十八日に第一次指針を作成させていただきました。これは原子力損害の範囲の判定等の指針ということでありまして、これは被害者を可能な限り早期に救済していこうということで、相当因果関係が明らかなものから順次策定していくと。全部そろって一回で出そうという考え方ではなくて、できるものからどんどん策定していくということとしております。先日出されました第一次指針におきましては、このような考え方に基づきまして、政府の指示等がありました避難、農作物の出荷停止等々により生じた損害に関する賠償の考え方を明らかにしたところでございます。

委員御指摘のとおり、この第一次指針ではいわゆる風評被害は対象外となっております。これは、審査会でも議論がございましたが、その被害が非常に広範囲な産業分野にわたっている、また被害の形態も多種多様であるということがありますので、それらについて今回の原子力発電所の事故との相当因果関係について明らかにしていくというためには、被害の実態あるいは事故との関連性の程度、そういったものについて更

に詳細に調査検討していく必要があるということで、今後の検討課題とはなっております。

しかしながら、こうした風評被害にかかわる損害につきましても、この第一指針の中では今後検討する旨が明確に記述されております。今後、この風評被害に関しましてもできるだけ早く検討を進めまして、その結果を次の段階の指針に反映させてまいりたい、そういうふうを考えております。

○山田俊男君

今後の検討課題として明記されております。私も承知しています。ちゃんとやるというふうにおっしゃいますので、次の指針にはちゃんと盛り込んでください。そうじゃないと、みんな物すごく不安を抱えていますから、よろしくお願いします。

さて、最後に、大臣、先ほどと関連しますが、要は、やっぱり被災された皆さん、将来この地域はどうなるんだろうかということをそれぞれみんな考えておられるわけです。その中で、自分はどういう農業をやろうか、水産業をやろうか、そしてまたどういう生き方をしようかと本当に深刻に考えておられますよ。それにやっぱり、大臣、こたえなきやいかぬというふうに思います。その復興計画、将来像を一体どんなふうにおまとめになるのか、関係方面の意見もちゃんと聞きながら絵を早く描いていかなきゃいかぬというふうに思います。

なお、そのことと関連して、大臣、米の先物取引の試験上場申請の問題が出ているわけです。何か新聞の報道で見てびっくりしたんですけども、今度の東穀の理事長、申請している東穀の理事長は、震災による影響は軽微だと、試験上場は必要だというふうな我田引水の何か会見か発表をされて、もうびっくりしました。これ、東北の皆さん、物すごく怒っていますよ。一体、こんな事態にあるのに、我々の米の生産もひっくりくるめて苦しんでいるときに、どこへ持っていこうとしているんだという不安であります。国がしっかり、我が国の米はこんなふうに国が管理するよという仕組みの根幹を崩させちゃ駄目なんですよ。是非、そのことを。

それからもう一つは、これはもうどこに行っても言われる。震災対策があるから、大臣もまずこの復興対策が第一だと考えているから、TPPの問題は念頭にないというふうには大臣明言されているんだけど、しかし、地方へ行くと、そうじゃないというふうにおっしゃるんだよ。地方へ行くと、いや、何で新聞であんなふうにかかれるんだと、何であんな

ふうに通団連が、TPP促進だと、震災だからこそTPPだというふうに言うのかと。一体何だという議論ですよ。

大臣、こんなことを、ちゃんと、放置したまま将来像を描こうとしても駄目です。どうぞ、大臣、重大な決意を持って、本当の困難ですよ、この困難を我々は乗り切っていかなきゃいかぬというふうに思いますので、大臣の決意をお聞きします。

○委員長（主濱了君）

鹿野農林水産大臣、簡潔にお答えください。

○国務大臣（鹿野道彦君）

この被災地を新しい食料基地として復興させるということにつきましては、当然のことながら、地域の方々、都道府県なり市町村なり関係の方々、御意見を聞きながらこの組立てをしていかなきゃならない。そういう意味では、復興構想会議においても議論されているところでございますけれども、農林水産省の考え方がそういう中で取り込まれるようにこれからも積極的に対応してまいりたいと思っております。

TPPに関しましては、これは大きな変化があったわけです。我が国において大きな変化があったんです。大きな変化があった限りは、まさしく今後TPPに参加するかしないかのことについても新たなる検討が必要であるものと思っております。

○山田俊男君

先物はいかがですか。

○副大臣（筒井信隆君）

これは、先生おっしゃるとおり、東京と関西の商品取引所から試験上場の申請がありまして、三月二十五日に官報に公示をいたしました。三か月間を経て、その後一か月以内に決定をするということになっております。ただし、その決定の際には、試験上場でございますから、二つの要件、これ今時間がないというので省略いたしますが、二つの要件に該当しなければ試験上場を認めなければならないという規定になっております。

さらに、今、米の需給の方の話がありましたが、今度の震災で十四万トン、生産数量目標の配分に宮城県、福島県が応ずることができないということで、県内調整、県間調整をやってまいりましたが、その結果、

十二万トンがそこで手当てが付くことになりました。一部、備蓄米が津波に被災した点もございますが、これら二つの点を併せても米の需給関係に大きな支障は生じないというふうに農水省としては考えております。

○山田俊男君

ありがとうございました。終わります。